

○北本市営駐車場設置及び管理に関する条例

昭和58年3月15日

条例第1号

改正 平成10年9月28日条例第31号

平成12年3月29日条例第6号

平成24年3月26日条例第6号

平成29年7月25日条例第20号

注 平成24年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、北本市（以下「市」という。）が設置する路外駐車場（以下「駐車場」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、次のとおり駐車場を設置する。

名称	位置
北本市駅西口駐車場	北本市中央2丁目158番地3
北本市駅東口駐車場	北本市北本1丁目10番地

(平24条例6・平29条例20・一部改正)

(供用時間)

第3条 駐車場の供用時間は、毎日午前零時から午後12時までとする。ただし、市長が管理上必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第4条 駐車場において所定の位置に入場したときに、使用を許可され

たものとする。

(対象自動車)

第5条 駐車場を利用できる自動車は、別表第1のとおりとする。

(使用料)

第6条 駐車場に自動車を駐車させる者(以下「利用者」という。)は、別表第2に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 利用者は、駐車場の設備の故障又は破損等により前項の規定による使用料を納付することができないときは、駐車した時間に相当する使用料を市長が別に指示する方法により納付しなければならない。

3 既納の使用料は、還付しない。

(過料)

第7条 市長は、詐欺その他不正行為により、使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(禁止行為)

第8条 駐車場内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設及び駐車中の自動車を汚損又は破損するおそれのある行為をすること。

(3) 発火性の物品を積載して駐車すること。

(4) 営業行為や演説及びこれらに類似する行為をすること。

(5) みだりに火気の使用及び騒音を発すること。

(6) ごみその他汚物を捨てること。

(7) 前各号のほか駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第9条 駐車場の構造や設備等を破損又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

(賠償責任)

第10条 駐車場において発生した損傷、滅失、盗難等の事故については、一切市はその賠償の責を負わない。

(休止)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 前項の場合には、当該駐車場の見易い箇所に、その旨を掲示するものとする。

(平24条例6・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第31号)

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第6号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定中「北本市北本1丁目12番地3」を「北本市北本1丁目47番地」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第20号)

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

（平29条例20・一部改正）

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定するもののうち右欄に掲げる自動車	1	普通自動車 （長さ5.0メートル以下及び幅1.9メートル以下のものに限る。）
	2	小型自動車
	3	軽自動車

備考 この表に掲げる自動車が物品等を積載したときは、その全長及び全幅は、普通自動車の基準と同じとする。

別表第2（第6条関係）

名称	使用料
北本市駅西口駐車場	30分までごとに100円とする。ただし、駐車始期より30分までは無料とする。
北本市駅東口駐車場	